令和２年度　香川県森林審議会議事録

１　開催日時　令和 2 年 12 月 21 日（月）　13 時 30 分～14 時 45 分

２　開催場所　香川県社会福祉総合センター7 階　特別会議室

３　出席者等

(1)　出席委員

石　川　恭　子	伊　藤　文　紀	勝　浦　敬　子
川　口　洋　子	木　村　　　薫	白　井　章　江
妹　尾　理　子	竹　内　千　幸	東　川　政　富
増　田　拓　朗	松　浦　玲　子	

14 名中 11 名出席（五十音順）

(2)　欠席委員

栗　田　隆　義	樋　口　浩　良	宮　本　欣　貞

(3)　事務局

環境森林部	部　長	木　村　士　郎
環境森林部	次　長	植　松　和　弘
みどり整備課	課　長	穴　吹　浩　之
みどり整備課	副課長	近　藤　雅　彦
みどり整備課	課長補佐	井　上　嘉　久
みどり整備課	課長補佐	高　尾　勇一郎
みどり整備課	主　任	阿　部　佑　平
みどり整備課	技　師	佐々木　千　紘
みどり整備課	技　師	原　田　　　瞳
みどり保全課	課　長	笠　井　正　宏
みどり保全課	副課長	神　高　洋　一
みどり保全課	課長補佐	渡　部　　　剛
みどり保全課	課長補佐	松　尾　直　睦

(4)　その他

小豆総合事務所	環境森林課長	片　岡　義　博
東部林業事務所	所　長	山　本　　　寛
西部林業事務所	所　長	竹　本　雅　晴
西部林業事務所	主　任	梶　原　奈津美
森林センター	副主幹	横　山　桂一郎

４　議事録署名委員指名

審議会運営要綱第５の規定に基づき、木村議長が伊藤委員と妹尾委員を指名した。

5　会議に付した議案及び報告案件

(1)第 1 号議案　香川県森林審議会会長の選任等について

(2)第 2 号議案　香川地域森林計画の樹立について

(3)報告案件

・森林病害虫等防除部会の開催状況について

・保安林転用解除及び林地開発許可状況について

6　会議に付した議案の審議結果

(1)第 1 号議案　香川県森林審議会会長の選任等について

○　森林法第 71 条の規定に基づき、委員の互選により木村委員が会長に選任された。

○　森林法施行令第 7 条の規定に基づき、会長が「森林転用調整部会」、「森林病害虫等防除部会」の所属委員と部会長を指名した。

[森林転用調整部会]部会長　増田拓朗

部会委員：川口洋子、栗田隆義、白井章江、妹尾理子、東川政富、樋口浩良

[森林病害虫等防除部会]部会長　伊藤文紀

部会委員：石川恭子、木村薫、竹内千幸、勝浦敬子、松浦玲子、宮本欣貞

(2)第 2 号議案　香川地域森林計画の樹立について

香川地域森林計画書（樹立）案は、原案のとおり議決された。

7　議事の経過

別紙のとおり

司会 （近藤副課長）	それでは、定刻が参りましたので、ただいまから、香川県森林審議会を開催します。 本日、会議の進行を務めさせていただきます、みどり整備課の近藤です。どうぞよろしくお願いします。 開会にあたりまして、木村環境森林部長よりご挨拶申し上げます。
木村部長	はい。失礼いたします。香川県環境森林部長の木村でございます。 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。 委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より、本県の森林林業行政はもとより、県政各般にわたりまして、格別のご理解とご協力を賜りますこと、厚く御礼申し上げます。 当審議会は、知事の諮問を受けまして、地域森林計画の樹立または変更、林地開発の許可に関すること、保安林の指定解除に関する事項、森林病害虫等の防除に関する事項などをご審議いただく森林法に基づく重要な機関でございます。 今回は、今年 11 月の改選後、委員の皆様が一堂に会する初めての会でございます。 委員の皆様方におかれましては、委員へのご就任をお願いいたしましたところ、快くお引き受けいただきましたことに改めて感謝申し上げます。 さて、ご承知のように、森林は、山地災害の防止や水源の涵養、二酸化炭素の吸収源など多様な公益的機能を有しておりまして、私たちの暮らしに欠かせない大切な役割を担っております。 県では、平成 27 年 12 月に、森林をはじめとする「みどり」に関する施策の基本方針となります、「香川県みどりの基本計画」を策定いたしまして、「みんなで育て生かす、みどり豊かな暮らしの創造」を基本目標に掲げ、「森林資源の活用と里山再生の推進」、「暮らしを支えるみどりの充実」、「県民総参加のみどりづくり」の三つを基本方針として、様々な施策に取り組んでいるところでありまして、現在策定中の次期計画におきましても、基本的な考え方は引き継いでいきたいと考えているところでございます。 こうした中、本日ご審議をいただく「香川地域森林計画」は、森林法に基づき、全国森林計画に即して知事が策定するもので、令和 3 年 4 月から令和 13 年 3 月までの 10 ヵ年の本県の森林関連施策の方向や整備の具体的な目標を定めるものでございます。 委員の皆様方におかれましては、専門的なお立場から忌憚のないご意見を賜りますとともに、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げまして、開会にあたりましての私からのご挨拶とさせていただきます。 本日はどうぞよろしくお願いいたします。
司会 （近藤副課長）	議事に入る前に、資料の確認をさせていただきます。 本日お配りしているのは、次第、配席図、委員名簿、森林審議会運営要綱、森林審議会の根拠法令等、審議会資料一覧です。 また、資料の内容として、

	香川地域森林計画書案 資料１　香川地域森林計画の樹立について 資料２　香川地域森林計画書新旧対照表 資料３　令和２年度香川県森林審議会参考資料 資料４　林道計画位置図 資料５　用語解説 資料６　森林病害虫等防除部会開催状況 資料７　保安林転用解除及び林地開発許可状況 パンフレット　保安林のしおり お手元に１枚ものの諮問の写しを配布しています。 資料は以上です。 不足している資料がありましたら、お申し出ください。 ではまず初めに、11 月の委員改選に伴い、新しい委員の方にご就任いただいています。 すべての委員の方を名簿の順にご紹介させていただきます。 （委員紹介） 本日ご出席いただいている委員は 14 名中 11 名で、当審議会運営要綱の３に規定している定足数の過半数を満たしておりますので、この会議が成立していることをご報告します。 なお、次第の議事にあります「香川地域森林計画の樹立について」に関して、森林法第６条第３項の規定により、知事は、地域森林計画の案について、森林審議会の意見を聴かなければならないとされていることから、12 月 10 日付で、香川地域森林計画案について、知事から審議会に対して諮問させていただきました。 諮問の写しを配布していますので、ご確認ください。 それでは、議事に入ります。 第１号議案香川県森林審議会会長の選任等についてです。 今回は、委員改選後初めての審議会ですので、森林法第 71 条、森林審議会の会長は審議会委員が互選したものをもって充てるという規定により、会長の選任をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
東川委員	森林･林業に詳しい森林組合連合会の会長であります木村委員にお願いしたらと思います。
司会 （近藤副課長）	ただいま東川委員からのご提案で、会長に木村委員をというご発言をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。
全委員	（異議なし）
司会 （近藤副課長）	異議がないようですので、会長は木村委員に決定させていただきます。ありがとうございました。 それでは、木村会長、会長席にお移りいただき、ご挨拶をいただきたいと存じます。
木村会長	ただいまご指名いただきました香川県森林組合連合会の会長、木村です。 このような重責は初めてのことですので、自信がありませんが皆様方のご指導をいただきまして、努めて参りたいと考えております。

	どうぞよろしくお願い申し上げます。
司会 （近藤副課長）	ありがとうございます。 当審議会には、運営要綱第８の規定に基づき、森林転用調整部会と森林病害虫等防除部会の二つの部会が設置されています。 これらの部会の部会長の指名並びに各委員の所属部会の指名については、森林法施行令第７条の規定に基づき、会長が定めることとなっています。 木村会長から指名をお願いします。
木村会長	はい。それでは、私の方から指名させていただきますので、事務局より所属部会の議案の配付をお願いします。 それではまず、森林転用調整部会の委員ですが、 川口委員 栗田委員 白井委員 妹尾委員 東川委員 樋口委員 増田委員にお願いしたいと思います。 また、部会長については、増田委員に引き続きお願いしたいと思います。 次に、森林病害虫等防除部会ですが、 石川委員 伊藤委員 竹内委員 勝浦委員 松浦委員 宮本委員にお願いしたいと思います。 なお、私も当部会に所属をさせていただきます。 また部会長については、伊藤委員に引き続きお願いしたいと思います。 以上のとおり各 7 名ずつご指名申し上げますので、それぞれの立場で、ご審議を賜りたいと思います。よろしくお願い申し上げます。 また、今回委員改選後初めての審議会開催ですので、森林審議会公開要領及び森林審議会傍聴要領について、改めて確認したいと思います。 お手元の資料で、香川県森林審議会運営要綱等、ホッチキス止めしたものをご覧ください。 この中で、１枚目表の運営要綱７の規定に基づき定める１枚目裏の公開要領と、公開要領第 5 に基づき定める 2 枚目表の傍聴要領については、引き続き同じ内容の要領で運用したいと思いますが、いかがでしょうか。
全委員	（異議なし）
木村会長	異議なしのご発言をいただきましたので、そのようにさせていただきます。
司会 （近藤副課長）	以上で、第１号議案、香川県森林審議会会長選任等については終了しました。 本審議会の公開非公開については、森林審議会公開要領の第２に「審

	議会は原則公開とする。」と規定されていますので、第2号議案以降の審議については公開とさせていただきます。 なお、本日の審議会の開催を周知しましたが、傍聴希望者はいないことをご報告申し上げます。 それでは、第2号議案からの議事進行については、当審議会運営要綱第2に、「会長は、会議の議長となる」と規定されていますので、木村会長にお願いします。
木村会長	はい。それでは私の方で議事を進めさせていただきます。 まず、第2号議案の審議に入る前に、当審議会運営要綱第5に基づき、本日の審議会の議事録に署名していただく委員を指名させていただきます。 本日は、伊藤委員、妹尾委員にお願いをしたいと思います。 よろしくお願い申し上げます。 それでは、香川県知事より諮問を受けておりますので、議案の香川地域森林計画の樹立について審議に入りたいと思います。 事務局より説明をお願いします。
事務局 (穴吹課長)	失礼します。みどり整備課長の穴吹です。 私の方から、第2号議案、香川地域森林計画の樹立について説明します。 説明にあたり、「香川地域森林計画書(案)」、資料1の「香川地域森林計画の樹立について」の2種類の資料に基づき説明します。 まず計画書(案)の説明の前に、森林計画制度についてご説明をします。 資料1「香川地域森林計画の樹立について」の1ページ目「1計画樹立の趣旨」をご覧ください。 (1) 根拠は森林法第五条第1項に基づくものです。 (2) 目的は、県の森林関係施策の方向を示すもの、 地域的な特性に応じた森林制度及び保全の目標を示すもの、 また市町村整備計画の指針となるものです。 (3) 計画の位置付けは、参考:森林計画制度の体系をご覧ください。 森林計画は森林・林業基本法に基づいて、政府が策定する森林・林業基本計画があり、これに即して農林水産大臣が策定する全国森林計画がございます。 この全国森林計画に即して、国有林については森林管理局長が、地域別の森林計画を樹立します。 民有林については、知事が、地域森林計画を樹立することとなっています。 この地域森林計画に適合した形で市町村が市町村整備計画を策定することとなっています。 地域森林計画については森林法第5条第1項の規定に基づいて、10年を一期とする計画を5年ごとにたてることとなっています。 現行の香川地域森林計画は、平成28年度に実施され、5年が経過することから今年度新たに樹立をするものです。 計画期間は(4)のとおりで、令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間となっています。

	2ページをお開きください。 「2計画樹立にあたっての基本的な考え方」について説明をします。 県の約 47%を占める森林は、水源の涵養・山地災害防止の機能を始め、二酸化炭素の吸収源のほか、木材生産など多面的な機能を有し、その機能を維持するため、多様な森林の整備を推進することが重要です。 また本県の森林では昭和40年代から50年代にかけて、マツクイムシ被害跡地に植栽をしたヒノキが、木造住宅の柱材として利用できる時期を迎えており、間伐材の搬出などにより、木材利用を推進することが必要です。 このため森林資源の有効活用を図りながら、森林の適切な整備及び保全を進めることにより、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮を目指すこととします。 これに向け、森林の現況立地条件、県民のニーズ等を踏まえつつ、効果的かつ効率的な森林整備が進められるよう、ゾーニング等により、重視をする森林の機能に応じた森林管理を進めています。 また、森林の保全に必要な施設等の整備を進めること、さらに森林施業の集約化の促進や、高性能林業機械の導入、路網の整備などにより搬出間伐を促進するとともに、林業の担い手の育成確保、県産木材の利用促進を図るということを、本計画の樹立にあたっての基本的な考え方にしています。 続いて、計画樹立の手続きをご覧ください。 森林法に基づいて行った本計画の樹立に必要な手続きとその結果について説明します。 初めに、(1)計画(案)の公告縦覧についてです。 森林法第6条第1項の規定に基づき、令和2年9月 18 日から、令和2年 10 月 19 日までの 30 日間、本計画書(案)を公衆の縦覧に供しましたが、意見の提出はありませんでした。 続いて (2) 各市町長、森林管理局長からの意見聴取についてです。 縦覧期間が満了したのち、森林法第6条第3項の規定に基づき、県内全市町長及び国有林を管理する四国森林管理局長に、意見の照会を行いました。 その結果、本計画書(案)に対しては特に異存がない旨の回答を受けています。 こうした手続きを経て、(3)森林審議会への諮問を行うに至っており、森林法第6条第3項の規定に基づき、本計画書案について、本審議会のご審議をいただくものです。 本計画書の案の具体的な内容については、担当から説明をさせていただきたいと思います。
事務局 (井上課長補佐)	みどり整備課の井上です。 それでは、地域森林計画の内容について説明します。 資料1の3ページの4「計画の概要」をご覧ください。 計画事項のうち、現行の計画との変更点について説明します。 主な変更点としては、計画対象の森林区域面積、今後 10 ヵ年の計画量として、立木の伐採計画量、間伐面積、造林の計画量、林道開設及び拡張に関する計画量、保安林・保安施設地区に関する事項となります。 まず1点目は、「地域森林計画対象民有林面積」についてです。

資料１の４の(1)「計画区域面積」をご覧ください。
本年度、三豊森林調査区を中心に、森林簿の見直しを実施し、森林現況調査の結果や林地開発等の完了による森林以外への転用、地籍調査の結果などを反映させ、地域森林計画対象民有林面積の修正を行った結果、現行計画において、79,170ha であった森林面積が 79,229ha となり、59ha 増加しております。
市町ごとの面積、及びその増減については、資料 1 の 3 ページ参考「計画森林面積の対比表」にまとめています。
事業用地の造成などによる減少があるものの、地籍調査が進み、森林の面積が精査された結果を今回の調査に反映させたことが、面積が増えた主な要因となっています。

２点目は立木の伐採計画量についてです。
資料１の４ページ目、(2) 立木の伐採計画量をご覧ください。
また併せて地域森林計画書(案)5 ページ「前計画の実行計画の概要及びその評価」、資料 2 の新旧対照表の 10 から 11 ページ「第 6 計画量等」の前計画と現行計画とをご覧いただきながら、ご確認いただければと思います。
まず、現行計画の実績です。
10 年計画のうち前半の平成 28 年から令和 2 年度の 5 ヵ年間の実績見込みについては、主伐材積が計画量 55,000 ㎥のうち実行量 33,000 ㎥、実行歩合としては約 60%となっています。
また間伐材積については、計画量 90,000 ㎥、実行量 50,000 ㎥、実行歩合は、約 56%になっています。
一方で、伐採立木材積については、森林の公益的機能の持続的な発揮と、森林生産力の維持増進に配慮するとともに、国が策定している全国森林計画に即して計画することとなっていることから、次期計画においても主伐材積は、現行計画と同程度の数量を見込むものとし、針葉樹は 10 年間で 85,000 ㎥、広葉樹は 25,000 ㎥としています。
一方、間伐材積については、現行計画から 30,000 ㎥減少した 150,000 ㎥としています。

３点目は、間伐面積についてです。
(3) 間伐面積をご覧ください。
まず、計画書５ページの現行の実績ですが、5 ヵ年間の実績見込みについては、計画量が 2,500ha のうち実行量は 1,505ha ということで、約 6 割の実行歩合となっています。
次期計画では、これら過去の間伐実績等を勘案して、10 年間で 3,000ha としています。
これについては、本県の人工林の主な樹種であるヒノキの、間伐を行う林齢の標準的な ha 当たりの蓄積量に、間伐面積の計画量である 3,000ha と、間伐率の 3 割を乗じると間伐材積は約 150,000 ㎥となります。
この値は、全国森林計画に即して計画する立木伐採材積のうち、間伐材積と整合性がとれることから、次期計画での間伐面積を 10 年間で 3,000ha にしています。

４点目は、造林の計画量についてです。
(4) 造林の計画量をご覧ください。5 ヵ年間の人工造林の実績については計画量 430ha に対して、実行量が 283ha、実行歩合は約 66%にな

	っています。 　次の森林を育てる方法である天然更新（天然林を切った後、自然に帰していくような、更新補助作業）に関しては計画量 100ha、実行量 74ha、実行歩合 74%になっています。 　造林面積については、国が策定している全国森林計画に即するとともに、本県の伐採跡地（未立木地）、その他造林すべき状態にある土地及び過去の造林傾向等を勘案して計画しています。 　本県では、放置竹林対策として竹林を伐採し広葉樹等を植林する事業を推進しています。 　今後、人工造林の増加が見込まれることから、次期計画の人工造林面積は、現行計画より 110ha 多い、10 年間で 1,000ha としています。 　天然更新面積については、今後天然力を生かした更新に対する要望が増えると思われることから、現在の計画より 20ha 増加した 220ha としています。 　5 点目は林道の計画量についてです。 　資料 1 の 5 ページ目（5）林道の計画量をご覧ください。 　多様な公益的機能を有する森林の整備や、木材生産の効率化などを図るため、林道の開設については、森林資源の現況を、改良・舗装については、林道の通行の安全確保や利便性向上を勘案して計画しています。 　5 ヵ年間の実績ですが、開設の計画量 15.9km に対して実行量は 3km、実行歩合は 19%、改良については、計画量 84 ヶ所に対し、実行量 62 ヶ所、実行歩合 74%、舗装については、計画量 15.5km、実行量 2.8km につき、実行歩合 18%を見込んでいます。 　開設の計画量については、過去の実績はもとより今後の予定を踏まえて 10 年間の計画を見直し、現行計画よりも 4.4km 減少した 29.6km としています。 　また改良箇所数は、過去の実績に今後の予定を踏まえて現行計画より 10 ヶ所多い 108 ヶ所を計画しています。 　舗装延長については、現行と同程度の 24.3km を計画しています。 　6 ページ目になります。 　6 点目は、保安林・保安施設に関する事項です。 　（6）保安林・保安施設に関する事項をご覧ください。 　保安林については、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源涵養保安林、土砂流出防備保安林、保健・風致保安林の指定に重点を置いて、保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて間伐率等の指定施業要件を見直し、その保全を図ることとしています。 　治山事業については、災害に強い森づくりや、水源地域の機能強化を図るため、荒廃地や機能の低下した保安林を対象として、景観工、山腹工などの治山施設の整備や植栽、本数調整伐などの、森林の整備を組み合わせて計画しています。 　保安林の現行計画の実績見込みですが、水源涵養保安林が、計画量 100ha に対して実行量 18ha、実行歩合が 18%。災害防備保安林として、計画量が 50ha、実行量が 115ha、実行歩合 230%。保健・風致保安林は、計画量 10ha、実行量 0ha、実行歩合 0ha の見込みとなっています。 　（6）の表の上から 2 つ目の保安林指定面積については、今後の指定予定等を勘案して、次期計画では、現行計画より 60ha 減少した 270ha としています。

	表の上から１つ目の保安林の計画期末面積については、令和２年度末の保安林面積の見込み 19,230ha に今後 10 年間の指定の計画面積 270ha を加えることで、次期計画の期末面積の計画量を 19,500ha にしたいと考えています。 次に、３つ目の指定施業要件整備面積についてです。 保安林は、その指定の際に伐採の方法や植栽樹種などの施業要件を定めており、これを指定施業要件と呼んでいます。 指定施業要件の整備とは、択伐率を 30%から 40%に、間伐率を 20%から 35%に、植栽樹種を増やして様々な種類に変更することにより、施業要件の緩和を図り、保安林の整備を推進することを目的として行うものです。 保安林の指定施業要件の整備面積については、これまでの整備済み面積を考慮し、新たな計画では、延べ面積で択伐率を 1,200ha、間伐率を 3,620ha、植栽率を 400ha、それぞれ変更することとしており、合計で 5,220ha の指定施業要件の整備を計画しています。 最後に保安施設地区指定面積および治山事業施行地区数についてです。 保安施設地区は治山ダムなどの保安施設を保全する目的で指定するものです。 保安施設地区指定面積、治山事業施行地区数ともに、次期計画では現行計画と同程度の数量を見込んでおり、今後 10 年間で保安施設地区指定面積は 18ha、治山事業施行地区数は 180 地区を計画量としています。 以上が、香川地域森林計画について、現行計画との主な変更内容及び今後目指す 10 年計画の内容となっております。 その他、次期計画と現行計画の変更点については、資料２の香川地域森林計画書、新旧対照表に記載しているとおりです。 以上のような内容で別冊の香川地域森林計画書(案)を作成して、本審議会に提案させていただいています。 なお、資料３・４については、本審議会の開催の都度配付させていただいている参考資料ですので、説明を省略させていただきます。 以上をもちまして、香川地域森林計画の樹立についての説明を終わります。
木村会長	ただいま事務局から説明がありました内容について、ご意見、ご質問がありましたらご発言をお願いします。
増田委員	案の５ページ（5）保安林の指定面積に関して、実行率を見ると、水源涵養のための保安林が 18%であります。 災害防備は 230%ですが保健・風致保安林は 0%となっており、少ない多いというのが極端なのですが、具体的にどういう理由なのでしょうか。
事務局 (穴吹課長)	保健・風致保安林は、森林公園のようなところで指定されるものです。 土砂流出防備保安林は、防災機能を高めるために、治山事業などの事業実施に合わせて指定しています。 水源涵養保安林については、これもダム上流などの水源地域の森林を計画的に整備する治山事業に合わせて指定しています。 土砂流出防備保安林に関して、災害防止の観点で治山事業を実施します。 保健・風致保安林は、残念ながら新しい森林公園の設置がないことに

	伴い、件数が少ないというのが現状です。
増田委員	森林公園等の計画がないということは、保健・風致保安林において10ha 指定する計画が別にあったのですか。
事務局 (穴吹課長)	治山事業において、小面積の整備を進める事業もあります。 残念ながら香川県は実施していないので、今回実績が 0 になってしまったということです。
増田委員	わかりました。 森林公園、保安施設もそうですが、公園でなくても、保健保安林とすることができると思います。 計画したのであれば、できるように進めていただくようお願いしたいと思います。
木村会長	他にご発言ありますか。
白井委員	資料 1 の 4 ページで造林の計画量が設定されていて、次に案の 12 ページの人工造林に関する指針があり、木材等生産機能を期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うことになっています。 木材などの生産機能が発揮された後、木材がきちんと利用できるような街づくりの指針があって、1,000ha を定めているのでしょうか。
事務局 (穴吹課長)	木材を利用することは森林整備を進めることに繋がります。 香川県は主伐までは至っていないのですが、間伐材をいかに利用していくかを取り組んでいます。 例えば、県有施設等の公共施設で間伐材を利用する計画を作っています。 どのくらいの量を使うかについての個々の計画はできていませんが、具体的に何%木造化を進めるという計画を作って、その中で進めていくという方向性です。 また、一昨年、県産木材の供給と利用に関する県条例が制定され、個人住宅への助成事業を始めています。 地域森林計画はその上に全国森林計画があり、全国の中でどれだけ木材を使っていくかの方向性を示しており、その中の香川流域の計画に基づいて、これを作っています。 これに合わせ、香川県の 10 年間で約 1,000ha を造林していけば、全国でうまく回っていくだろうというのが、地域森林計画の趣旨です。
木村会長	他にございませんか。
東川委員	香川地域森林計画書(案)の 22 ページから 23 ページの内容に関して、国が新たな森林管理システムを策定し、その財源として、森林環境譲与税が昨年度から、各都道府県並びに市町に譲与されており、今年は 2 倍の 400 億円と聞いています。 香川県については、市町含めて 7,900 万円分配されています。 これは全国で第 47 位、最下位の状況ですが、それにしても 7,900 万円と大きい金額です。 森林整備を目的にしていると思いますが、市町の現状について、譲与税を活用してどういった取り組みがなされているかをご説明ください。
事務局 (穴吹課長)	森林環境譲与税は昨年度から始まり、昨年度県には約 1,500 万円、それから市町には全部で 6,300 万円、合計で、7,900 万円が譲与されています。 ただ今年度県は 2,300 万円、市町には全部で 1 億 3000 万円、県下全体で 1 億 5000 万円になっています。 県については、まず、かがわ森林アドバイザーを 15 名育成していま

	す。 それから、造林補助の上乗せをすることによって森林整備の促進を図っています。 市町について、今聞いている範囲では、例えば市町有林における森林整備を促進するものや、個人の造林へのさらなる上乗せに使うものがあります。 そのほかに、市町の公共施設の木材利用に活用するもの、また基金に貯めてまとめて使うというところもあると聞いています。
東川委員	森林整備並びに、県産木材の利用促進に繋がるような有効な方法として、目的をもって譲与税の活用を指導していただければと思います。
木村会長	他にございませんか。
増田委員	22 ページの(3)林業に従事する者の養成及び確保に関する方針があり、林業後継者を増やそうとしていますが、林業だけではなかなか生活できないと聞いています。 そういう意味では、6 次産業化を目指して、ただ山に入って木を伐るという林業労働だけではなかなか生活ができないので、林業を活性化するとか、林業従事者を増やすときに多角的なことを支援するというような施策が必要なのではないでしょうか。
事務局 （穴吹課長）	はい。増田委員のおっしゃるとおりです。 いかに木材を利用するか、山の資源をどう活用していくのかというのが、大事なことだと思いますので、木村会長のところの五名が地域の活性化を進めたことなどを参考に、さらにそういった取り組みを県下に広げて参りたいと考えています。
妹尾委員	計画書の 23 ページに県産木材の認知度を高めるとありますが、具体的に一般の方々向けの施策としてどのようなことをしているのですか。 また、これからどのようなことを考えているのですか。
事務局 （穴吹課長）	県産木材の認証制度を作り、香川県で伐られ加工された材に認証マークをつけて、周知をしております。 具体的に、県産木材を使って建てていただいた方には県産木材を使用しているという表示をしていただいています。 他に、ウッディフェスティバルなどのイベントにおいて、この制度を周知しています。 ただ、香川県は 5,000 ㎥程度しか木が出ていないので、なかなか認知されていないとこがあるのですが、それをいかに広げていくのかというのが、次期計画の中でも大きな目標だと考えています。 また、附属小学校の子供たちが県産木材を使ってものを作るなど、学校と連携して県産木材をＰＲし、子供たちも木と触れ合うことで、自然に親しむという取り組みもやっています。
妹尾委員	附属小学校以外の一般の学校も取り組める、誰でも県産材が分かるような取り組みがあれば、先生方も気づいて教えられるのではないかと思いますので、その文言を計画書に入れてほしいと思います。
事務局 （穴吹課長）	環境学習なども活用して頑張って参りたいと思います。
木村会長	他にございませんか。
勝浦委員	木育はどうなっているのでしょうか。
事務局 （穴吹課長）	この地域森林計画は資源に関する計画なので、具体的なソフト面については記載がありません。 県ではもう一つ、みどりの基本計画を作っています。

	そちらにはソフト事業の内容も入っています。 香川県では子供たちに木と触れ合ってもらうきっかけを作っています。それに加え、どんぐり銀行の取り組みも行っています。 他にみどりの学校で子供たちに参加していただくような取り組みをしています。 加えて、木育の一環として、もくもくおもちゃ広場で子供たちに県産木材を使った遊具に触れ合ってもらう取り組みを空港公園やサンメッセで行っています。 引き続き、子供たちが木と触れ合う機会の提供をさらに広げていきたいと考えています。
木村会長	他にございませんか。
妹尾委員	現在竹林はどうなっているのでしょうか、竹林を伐採してどう活用しているのでしょうか。
事務局 （穴吹課長）	竹林は引き続き大きな問題になっています。 15 年ぐらい前に比べると 1,000ha 程度竹林が広がっているのが現状です。 これは、昔利用されていた竹林が放置されてどんどん広がっていることが原因です。 竹林を放置すると、広葉樹や人工林まで侵食して広がっていくのが問題です。 この広がりを防ぐために、竹林を伐って植える際に、県では造林事業の補助事業にさらに上乗せをして、樹種転換を図っています。 また、現在竹材を利用できればと努力していますが、搬出経費がかかるなど買い取っていただく単価に折り合わないということで、いかに安く搬出するかということを研究しているところです。 例えば、ボイラーで使うために業者さんと接触しているのですが、なかなか実用化までされていません。 クリアしなければならない壁が高いということもあり、なかなか実用化されていないのです。 また、利用をどう進めていくかも 1 つの課題なので、色々な企業と連携しながら、検討して参りたいと考えています。
木村会長	他にございますか。 先ほど、委員の皆様からいただいた要望や意見等は十分に反映をさせていただきたいと考えています。 特にご意見がないようですので、議案の香川地域森林計画を原案のとおり承認しても構いませんか。
全委員	（異議なし）
木村会長	異議なしということですので、この議案につきましては、原案のとおり承認することとします。 続きまして、森林計画に関わる今後の手続きについて事務局から説明をお願いいたします。
事務局 （井上課長補佐）	ただいまご承認いただきました、香川地域森林計画書（案）については、今後、農林水産大臣への協議を行い、大臣の同意を得られたのち、12 月末から 1 月初頭に森林計画を決定して、公表する予定としたいと思っておりますので、よろしくお願いします。
木村会長	続きまして、議題 3 報告案件の「森林病害虫等防除部会の開催状況」「保安林転用解除及び林地開発許可状況について」事務局から説明をお願いします。

事務局 （高尾課長補佐）	みどり整備課の高尾です。 森林病害虫等防除部会の開催状況について説明します。 森林病害虫等防除部会は、森林病害虫等防除法で定められた森林被害を及ぼす昆虫や線虫、菌類について、その防除に関する基本的な事項についてご審議いただくこととなっています。 開催状況は資料6のとおりです。 今回ご審議いただいた「ナラ枯れ」については、「カシノナガキクイムシ」という昆虫が運ぶ病原菌である「ナラ菌」が原因で、コナラやクヌギなどの樹木が枯れる森林の伝染病です。 30年前から日本海側を中心に被害が目立つようになり、10年前の平成22年には被害が30都府県に広がりました。 その後、被害量は全国的に減少していくのですが、被害を受ける都府県が令和元年度において40都府県に広がっています。 今年、本県では、昨年度被害が初めて発生した小豆島町に加え、土庄町、東かがわ市にも被害が拡大しました。 そのため、県では、「ナラ枯れ」が発生した場合、防除の実施主体である市町等が適切に対応できるよう、「ナラ枯れ」に関する基本的な考え方と防除方法をまとめた「香川県ナラ枯れ防除対策方針」を作成し、被害対策を実施することとしました。 委員の皆様方それぞれの専門的な立場から忌憚のないご意見を賜り、審議いただいた結果、本防除対策方針についてご了承いただいたことを報告させていただきます。
事務局 （渡部課長補佐）	続きまして、保安林転用解除及び林地開発許可状況についてご説明します。みどり保全課の渡部です。 森林審議会、森林転用調整部会の運営方針の第2の規定によりまして、審議の対象となります民間事業者によって行われる転用の案件のうち、保安林の転用解除面積が、1ha未満の事案と林地開発許可面積が5ha未満の事案につきましては、個別審議を省略し、解除許可の決定後に開催する会議で報告させていただくことになっています。 まず初めに、昨年12月26日開催の審議会以降は、保安林の転用解除、林地開発許可ともに個別審議の対象となる案件がなかったことをご報告させていただきます。 続きまして、個別審議を省略した案件についてご説明します。資料7の保安林転用解除及び林地開発許可状況をご覧ください。 まず、保安林転用解除については、小豆島町内で魚つき保安林の解除案件が1件となっています。当該箇所は、指定理由の消滅により0.0427haを解除したものです。 次に、林地開発許可状況については、民間事業者に対する許可実績が、合計30件、開発森林面積約200ha程度となっています。 開発箇所は高松市など6市5町であり、目的別内訳としては、土石の採取が25件、その他、産業廃棄物埋め立て等が5件となっています。 許可一覧をご覧ください。 この内、5ha以上の林地開発が9件ありますが、いずれも新規案件ではなく、更新及び内容の変更であることから、個別審議は省略しております。 2枚目に、保安林解除・林地開発の位置を表示しているので、ご参照

	ください。 　なお、現在稼動している林地開発許可の件数は、県下全体で 69 件、開発森林面積にして、約 479ha となっており、その件数の約 8 割の 54 件が土石の採取です。 　以上で報告を終わります。
木村会長	ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問がありましたらご発言いただきたいと思います。
全委員	（特に意見なし）
木村会長	特にないようですので、続きまして、3 のその他に入りたいと思います。 　事務局から何かありませんでしょうか。
事務局 （井上課長補佐）	事務局からは特にありません。
木村会長	特に無いようですので、以上をもちまして本日予定をしていた審議を終了します。 　進行を司会にお返しします。
司会 （近藤副課長）	以上をもちまして、香川県森林審議会を閉会します。 　本日は長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。